

## 神奈川県警察グループウェア運用要領の制定について

(平成 14 年 6 月 25 日例規第 45 号 / 神情発第 298 号)

改正 平成 22 年 12 月 27 日例規第 38 号神情発第 800 号 平成 26 年 3 月 12 日例規第 13 号神情発第 151 号

平成 29 年 12 月 26 日例規第 46 号神情発第 662 号 平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号

各所属長あて 本部長

このたび、神奈川県警察グループウェア運用要領を別添のとおり制定し、平成 14 年 7 月 1 日から施行することとしたので、部下職員に教養を徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

別添

### 神奈川県警察グループウェア運用要領

#### 1 趣旨

この要領は、神奈川県警察情報管理システム運用要綱の制定について(平成 14 年 3 月 27 日 例規第 21 号、神情発第 157 号)第 15 条の規定に基づき、神奈川県警察における情報の効果的な伝達を図るため、神奈川県警察グループウェアの運用管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、次に定めるとおりとする。

##### (1) 神奈川県警察グループウェア

情報管理システムにより電子メールを送受信し、電子掲示板にデータを掲載し、及び表示し、並びにグループウェアデータベース業務を運用するシステムをいう。

##### (2) 電子メール

KP-WAN 端末(神奈川県警察情報セキュリティ対策要綱の制定について(平成 26 年 3 月 12 日 例規第 11 号、神情発第 148 号)第 2 条第 7 号に規定するものをいう。以下同じ。)の相互間で文字等の情報を送受信する等の機能をいう。

##### (3) 電子掲示板

KP-WAN 端末に、警察職員の閲覧に供するための行政文書を掲載し、及び表示する機能をいう。

##### (4) グループウェアデータベース業務

神奈川県警察情報管理システム運用管理規程(平成 14 年神奈川県警察本部訓令第 9 号)第 2 条第 5 号に規定する対象業務のうち、グループウェアで使用するサーバーに情報を蓄積し、又は蓄積された情報を要求に応じて検索し、若しくは回答する対象業務をいう。

#### 3 グループウェアの管理

(1) 総務部長は、神奈川県警察グループウェア(以下「グループウェア」という。)が効果的に運用されるよう配慮するとともに、利用実態についての調査等を行うものとする。

(2) 警察本部各部の分課及び附置機関の長、市警察部長、相模方面本部長、サイバーセキュリティ対策本部長、警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)は、所属の職員の中からグループウェア担当者を指定し、グループウェアが効果的に活用されるよう指導しなければならない。

#### 4 グループウェアの活用

グループウェア担当者は、グループウェアを積極的に活用し、効果的な運用を図らなければならない。

#### 5 グループウェア担当者の指定等

所属長は、グループウェア担当者を指定し、又は解除するときは、グループウェア担当者登録申請書(第1号様式)により、総務部長(情報管理課長経由)に申請するものとする。

#### 6 ユーザ ID 等の付与等

(1) 総務部長は、5により指定の申請があったときは、速やかにユーザ ID 及び初期パスワード(グループウェアのパスワードを登録するために、ユーザ ID と共に組み合わせられて付与される暫定的なパスワードをいう。)をグループウェア担当者通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(2) 総務部長は、5により解除の申請があったときは、速やかにユーザ ID 及びパスワードを削除するものとする。

#### 7 電子メールの利用

##### (1) 電子メールの送受信

ア 所属長は、電子メールによる送受信が円滑に行われるよう配慮しなければならない。

イ グループウェア担当者は、電子メールによる受信状況について定期的に確認を行うものとする。

##### (2) 電子メールの制限等

ア 総務部長は、必要があるときは、電子メールにより送信することができる情報量を制限するものとする。

イ 総務部長は、電子メールにより送受信された情報が、送受信日から 60 日を経過したときは、当該情報を削除するものとする。

#### 8 電子掲示板の利用

##### (1) 電子掲示板の閲覧

グループウェア担当者は、電子掲示板の掲載状況について定期的に確認を行うものとする。

(2) 電子掲示板への掲載

所属長は、分掌する事務について必要があるときは、電子掲示板に情報を掲載することができる。この場合において、掲載期間及び担当者氏名を明示するものとする。

(3) 掲載情報の削除

ア 総務部長は、必要があるときは、電子掲示板に掲載された情報を削除するものとする。

イ 所属長は、電子掲示板へ掲載した情報の掲載期間が終了したとき又は電子掲示板へ掲載する必要がなくなったときは、速やかに当該情報を削除するものとする。

9 教養の徹底

所属長は、所属の職員に対し、情報の漏えい防止を図るため、電子メール、電子掲示板等の適正な取扱いについて、指導及び教養を行わなければならない。

附 則(平成 22 年 12 月 27 日例規第 38 号神情発第 800 号)

附 則(平成 26 年 3 月 12 日例規第 13 号神情発第 151 号)

附 則(平成 29 年 12 月 26 日例規第 46 号神情発第 662 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)

第 1 号様式(5 関係)

グループウェア担当者登録申請書

[別紙参照]

第 2 号様式(6 関係)

グループウェア担当者通知書

[別紙参照]